

○越谷市建設工事施工体制点検要綱

平成14年3月29日

告示第72号

改正 平成19年3月30日告示第121号

平成19年9月28日告示第280号

平成20年8月8日告示第213号

平成26年3月31日告示第104号

平成27年3月2日告示第57号

平成28年4月26日告示第245号

令和3年3月31日告示第128号

令和4年12月6日告示第484号

(目的)

第1条 この要綱は、越谷市が発注した建設工事の施工体制について、監督業務において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任で行う工事に係る点検については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する工事（請負代金の額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの）を対象とする。

2 施工体制台帳等に関する点検については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8の規定に該当する工事を対象とする。

(点検職員)

第3条 第5条の点検は、契約課に属する者のうち契約課長が指定するものの以下2名を点検職員に充て、点検職員が同条に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

2 第6条の点検は、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号）第46条に規定する監督職員及び同規則第47条に規定する検査職員（検査職

員のうち越谷市工事検査実施要綱（平成20年告示第86号）第3条第3号に規定する工事主管部検査員とする。）にある者を点検職員に充て、点検職員が第6条に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

- 3 点検職員は、点検を終了したときは、第5条の点検結果にあつては契約課長に、第6条の点検結果にあつては工事発注所管課長にそれぞれ報告するものとする。

（点検における基本的事項）

第4条 点検は、適正化法及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について行うものとする。

- 2 点検等の結果、建設業者に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

- (1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

- (2) 適正化法第15条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

（入札時、契約時における監理技術者等の専任性等の点検）

第5条 監理技術者等の専任等について、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に掲げる事項の点検を行うものとする。

- (1) 入札執行前

- ア 公募型指名競争入札の参加申込者を対象に、入札参加資格審査申請書等の提出に併せて、配置予定技術者の資格・工事経験等調書（公

募型指名競争入札）（第 1 号様式）又は配置予定技術者（特例監理技術者）の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札）（第 3 号様式）の提出を求めるものとし、配置予定の監理技術者等が他の工事と重複しないこと及び参加申込者と雇用関係があることを確認するものとする。

イ 提出された配置予定技術者の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札）と異なる他の工事と重複があった場合及び参加申込者と雇用関係がなかった場合は、非指名の扱いとするものとする。なお、入札参加資格審査申請書等の差し替えは認めないものとする。

(2)

契約締結前

ア 一般競争入札の落札候補者及び指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）の落札者並びに随意契約の決定者（以下「落札者等」という。）を対象に、配置予定技術者の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札以外）（第 2 号様式）又は配置予定技術者（特例監理技術者）の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札以外）（第 4 号様式）の提出を求めるものとし、配置予定の監理技術者等が他の工事と重複しないこと及び落札者等と雇用関係があることを確認するものとする。

イ 公募型指名競争入札の落札者を対象に、配置予定の監理技術者等が他の工事と重複しないことを確認するものとする。

ウ 他の工事との重複の事実が確認された場合は、専任の監理技術者等の変更は認めないものとし、契約を締結しないこととする。ただし、監理技術者等の変更について、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 契約締結後

ア 専任の監理技術者等を配置する工事において、専任性違反の情報

等があった場合は、その情報の内容を他工事の発注者と連絡、情報交換を行い、確認するとともに契約の相手方にその内容を確認するものとする。

- イ 他の工事との重複の事実が確認された場合は、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該重複を是正させたくて、指名停止等の措置を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者等の変更について、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(現場における施工体制台帳等の点検)

第6条 現場における施工体制の把握をするため、次に掲げる事項の点検を行うものとする。

(1) 監理技術者資格者証の点検

監理技術者資格者証の提示を求め、請負契約約款に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請業者に所属する者であることを確認するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、契約の解除も考慮し、必要な措置を講じるものとする。

(3) 配置予定監理技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の点検

配置予定技術者の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札）、配置予定技術者（特例監理技術者）の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札）、配置予定技術者の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札以外）又は配置予定技術者（特例監理技術者）の資格・工事経験等調書（公募型指名競争入札以外）に記載された配置予定の監理技術者と請負契約約款に基づく通知に記載された監理技術者が、同一人であり、元請業者に所属する者であることを確認するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、配置予定監理技術者と同一人を監理技術者として配置することを求める等必要な措置を講じるものとする。

(3) 監理技術者の常駐状況の点検

現場での監理技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検するものとする。なお、不適切な状況があった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と同様であることを確認するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲げられていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲げられていること、労災保険関係の掲示項目が掲げられていることを点検するものとする。なお、不適切な事項があった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 越谷市建設工事施工体制点検要領の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年告示第121号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年告示第280号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告を行う一般競争入札に係る工事について適用し、同日前に入札公告を行った一般競争入札に係る工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年告示第213号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第104号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告をし、又は指名通知等を発したものに係る工事について適用し、同日前に入札公告をし、又は指名通知等を発したものに係る工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び

第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年告示第245号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第128号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第484号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。